平成２２年（フ）第４６号
長野県飯田市高羽町６丁目３番地４　ヤマタカマンション高羽２号
破産者　縄田　麻美
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１３号
滋賀県東近江市永源寺相谷町601番地
破産者　小西由之輔
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３９６４号
大阪府茨木市彩都あさぎ２丁目８－30－1306、住民票上の住所大阪市東成区神路４丁目12番19―702号
破産者　沢多　秀樹
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９０号
大阪市淀川区木川西４丁目３番31号　ヴィラ・ミラノⅠ―405号
破産者　福山　純子
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５０号
奈良市松陽台１丁目３番505号
破産者　末松　正照
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７４４号
大阪市西淀川区佃３丁目13番16号
破産者　秋田　　積
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６１号
大阪府高槻市東五百住町２丁目28番４号
破産者　ミッション　エヌこと　中村　正博
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０４３号
大阪市生野区巽中１丁目24番１号　ルミエール北巽102、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原西１丁目５番27号　コスモハイツＢ―105
破産者　河辺　賢作
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３８号
大阪市浪速区日本橋東１－６―19　レジデンスみゆき503号、住民票上の住所大阪市西区土佐堀３丁目３番10―608号
破産者　中村　和夫
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８号
大阪府大東市南津の辺町１番28号
破産者　廣瀬美佐子
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７号
大阪府門真市野里町８番25号
破産者　上野たみ子
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２３号
大阪市住吉区長居４丁目１番20―506号、前住所堺市中区深井東町3053番地
破産者　生澤　利康
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３８号
大阪市鶴見区今津中４丁目２番38号　ドルチェ鶴見701号室
破産者　上原　正勝
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３９号
大阪市鶴見区今津中４丁目２番38号　ドルチェ鶴見701号室
破産者　上原　明美
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０３８号
大阪府大東市三箇６－５―15、住民票上の住所大阪府門真市千石東町19番５号
破産者　坂本　　繁
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０４号
兵庫県三田市弥生が丘１丁目４番地12
破産者　重松　昭範
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８１号
大阪市旭区中宮１丁目３番９―205号
破産者　池田　尚之
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８９０号
堺市北区新金岡町５丁９番112号　エクレール新金岡102号
破産者　西田　好宏
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係